

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	<p>被処分者は、令和5年度に申請のあった、「狩猟免許取得に係る補助金交付事務」において、事務処理を失念したことにより、申請者に対する補助金の交付を1年以上遅延させた。</p> <p>また、本年度の「戸籍事務」に係る「電算システム移行業務」で、決裁を受けずに契約を締結する不適切な事務処理を行ったことに加え、その会計処理を怠り、支払いを約1か月遅延させた。</p> <p>さらに、約4か月にわたり「戸籍訂正処理」1件を放置した。</p> <p>いずれの事案も、地方公務員法第35条に規定する「職務専念義務」を怠ったものであり、同法第33条に規定する「信用失墜行為」に該当し、加えて、本年度の「戸籍事務」に係る「電算システム移行業務」において、決裁を受けずに契約を締結したことは、同法第32条に規定する「法令等に従う義務」を怠った非違行為である。</p>
懲戒処分の量定	減給1か月（給料の10分の1を減ずる）
懲戒処分年月日	令和6年11月22日
被処分者の職位及び年代	係長職 50歳代